

緊急地震速報発表時の職員行動マニュアル

(目的)

第1条 地震発生時における来庁者及び職員の安全を確保するとともに、地震発生後の災害応急対策業務の円滑な実施や、その他行政機能の維持継続を図るため、気象庁が発表する緊急地震速報（震源地の初期微動から、地震の主要動の到達時間及び震度を予想した情報。以下「速報」という。）を覚知してから、地震の揺れがおさまるまでの間の職員のとるべき行動を定める。

(速報の覚知)

第2条 次の各号に掲げる庁舎においては、速報を受信したときは、直ちに庁舎内に自動でなされる放送（以下「館内放送」という。）により、速報を覚知する。

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1) 本庁 | 本館、第一別館、第二別館及び議事堂 |
| (2) 東予地方局 | 西条総合庁舎 |
| (3) 東予地方局今治支局 | 今治総合庁舎 |
| (4) 中予地方局 | 松山総合庁舎 |
| (5) 南予地方局 | 宇和島総合庁舎 |
| (6) 南予地方局八幡浜支局 | 八幡浜総合庁舎 |

2 前項各号に掲げた以外の庁舎においては、テレビ、ラジオ、携帯電話サービス等により一般的に提供されている速報により、覚知するよう努めるものとする。

(館内放送)

第3条 館内放送は、気象庁から速報が発表され、かつその庁舎において震度4以上の揺れが予想される場合に、次の各号に掲げる内容を放送する。

- (1) チャイム
- (2) 「地震。」
- (3) 揺れの大きさ（震度で表現）
- (4) 50秒前から約5秒周期で、第2号、第3号、揺れまでの秒数の順に繰り返す。
- (5) 揺れが来る10秒前から1秒毎にカウントダウン
- (6) 「揺れが収まるまで身を守ってください。」

2 揺れが来るまでの時間が10秒以内と予想される場合は、前項第4号は省略される。

(行動)

第4条 職員は、速報を聞いたときは、別表のとおり行動するものとする。

2 来庁者の誘導等は、最寄りの職員を中心にすべての職員が担うものとする。

3 第2条第2項に該当する庁舎においても、覚知した職員は、可能な限り周囲等に注意喚起を行うとともに、この行動マニュアルに基づいて行動するものとする。

(訓練)

第5条 職員は、速報を聞いた場合を想定した訓練を平常時から行い、地震発生時にはこの行動マニュアルに沿った行動が確実にできるよう備えるものとする。

附 則

この行動マニュアルは、平成20年5月26日より適用する。

附 則

この行動マニュアルは、平成25年12月4日より適用する。

附 則

この行動マニュアルは、平成27年8月13日より適用する。

別表（第4条関係）

来庁者の誘導	職員自身
<p>(来庁者の安全確保)</p> <p>1 速報が発表されたことを伝えるとともに、「落ち着いて身の安全を確保する」よう指示する。</p> <p>2 「庁舎から出ない」よう指示する。</p> <p>3 「庁舎出口や階段へ向かわない」よう指示する。</p> <p>4 エレベーターを利用中の場合は、最寄りの階に停止させ、速やかに機外に出るよう指示する。</p> <p>5 災害時要援護者に対しては、職員が手を携える等、可能な限り素早く避難誘導する。</p> <p>6 ロッカー、テレビ、自動販売機等の転倒が予想されるもの、窓ガラス、吊下物、落下が予想されるものの周囲から離れるよう指示する。</p> <p>7 机の下等に隠れ、かばん等でできるだけ頭部を保護するよう指示する。机等が近くにない場合は、耐力壁や柱の近くに身を寄せ、「しゃがんで頭を保護」等、安定した低い姿勢をとり、頭部を保護するよう指示する。</p> <p>8 車いすの利用者に対しては、「ブレーキをかける」よう指示し、職員がそばにいる場合は、車いすを手で押さえる。</p>	<p>(業務の中断)</p> <p>1 業務を中断する。</p> <p>2 電話中の場合は、強い揺れが来ることを相手に伝え注意を促し、電話を切る。</p> <p>3 速報が発表されたこと、また、落ち着いて身の安全を確保するよう、まわりの人に声をかける。</p> <p>(猶予時間がある場合の周囲の安全確保)</p> <p>1 火気が近くにある場合は、速やかに火を消す。</p> <p>2 刃物、尖った物、ガラス製の花瓶、高温のもの等、危険物が近くにある場合は、散乱しないよう速やかに安全な場所に移動させる。</p> <p>3 出入口の近くにいる職員は、出入口を開けておき、避難路を確保する。</p> <p>(自身の安全確保)</p> <p>1 エレベーターを利用中の場合は、最寄りの階に停止させ、速やかに機外に出る。</p> <p>2 机の下等に隠れ、座布団、かばん等でできるだけ頭部を保護する。机等が近くにない場合は、耐力壁や柱の近くに身を寄せる。</p>
<p>(地震直後等の注意喚起)</p> <p>1 地震の揺れが完全におさまるまで、その場で待機するよう指示する。</p> <p>2 強い揺れの場合は、余震に注意するよう指示する。</p> <p>3 地震の揺れが来ない場合でも、館内放送終了後少なくとも10秒は、揺れに備えて身の安全を確保するよう指示する。</p>	<p>(地震直後等の注意事項)</p> <p>1 地震の揺れが完全におさまるまで、その場で待機する。</p> <p>2 強い揺れの場合は、余震に注意する。</p> <p>3 地震の揺れが来ない場合でも、館内放送終了後少なくとも10秒は、揺れに備えて身の安全を確保する。</p>